

○財務省告示第七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年二月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四
十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
の法律及びそ
の
条
項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

七 イ 払込金額	七 ロ 入札発行競争	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十 イ 発行価格	十 ロ 入札発行競争	十一 特別参加	十二 非競争入札	十三 行争入札	十四 利率	十五 経過
一兆二千四百七十八万九千五百円	千四百六十八万四千四百円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。平成二十六年二月二十一日	平成二十六年二月二十一日	額面金額百円につき百二十円以上	額面金額百円につき百二十円以上	金額百円につき百二十円以上	金額百円につき百二十円以上	金額百円につき百二十円以上	一年・六パーセント	は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{63}{365}$$

十九 十八 十七 十六 十五
 入 払 元 償 償 後 第
 札 場 利 還 還 の 二
 参 所 金 金 期 利 期
 加 支 支 支 支 子 以

財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成四十五年十二月二十日
 平利子を支払う。
 るて、その日以前六月間に属す
 い、その日以前六月間に属す
 日を、その日以前六月間に属す
 毎六月二十日及び十二月二十

額面金額 $\times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$
 規定する期日について同じ。
 下、次号及び第十六号において
 は、その翌営業日に支払う（以
 期が銀行休業日に当たるとき
 た金額を支払う。ただし、支払
 期とし、次の算式により算出
 平成二十六年六月二十日を支
 平成二十六年六月二十日を支
 額を控除することができ

十四
 初期利子

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式に
 より算出した金額から当該金
 額に百分の二十・三・五を乗
 じた金額(ただし、三・五を乗
 じた金額)において、取得する者
 を発行時において、外国法人であ
 る場合には、前記(一)の算式に
 より算出した金額に当該非居
 住者又は外国法人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額(を控除することができ

二十

者

込
期
日

平成
二十六年
二月
二十一日